

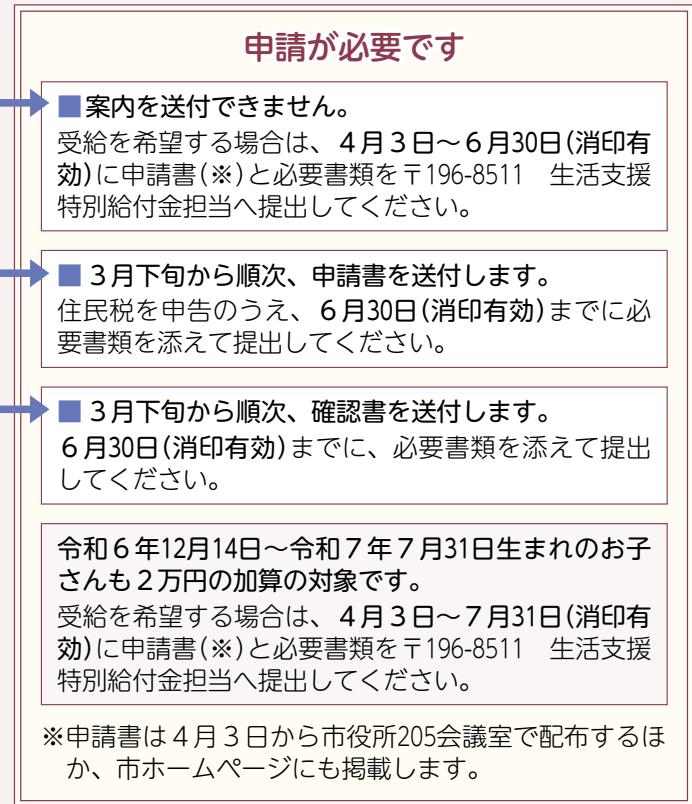
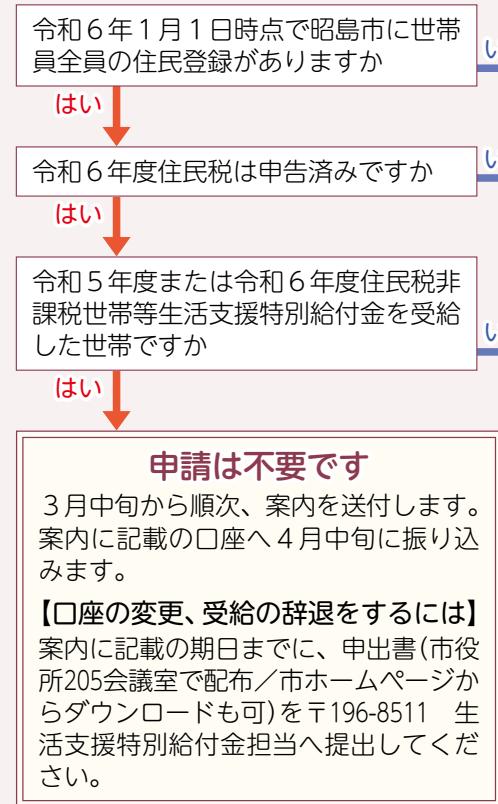
住民税非課税世帯へ

生活支援特別給付金を支給

原則、次のすべてに該当する世帯に支給します。申請方法や支給方法は下の図をご覧ください。

- * 令和6年12月13日時点で昭島市に住民登録がある
- * 世帯全員の令和6年度の住民税均等割が非課税
- * 住民税均等割課税者に扶養されている方のみの世帯ではない
- * 6年12月14日以降に世帯構成が変わった場合など、状況により支給対象となる場合があります。詳しく

▼申請方法・支給方法



多子世帯へ

お子さんの一時預かりや病児・病後児保育などの費用を補助

第2子以降の未就学児を対象に、保育施設の一時預かり保育、病児・病後児保育、幼稚園在園児の延長保育の費用を補助します。

事前に申請が必要です(年度1回)。4月から利用する場合は、3月3日～21日に申請してください。

◇補助額

* 第2子=費用の半額

* 第3子以降=費用の全額

* 同一世帯で最年長の未就学児を第1子とします。

☆詳しくは、地域支援係へ。



障害がある方の世帯へ

下水道基本使用料を免除



対象となる世帯は、下水道の基本使用料が免除されます。

◇対象 同居する方全員(世帯が別の方も含む)の令和6年度住民税が非課税で、次のいずれかの交付を受けている方がいる世帯

* 身体障害者手帳1級・2級

* 愛の手帳1度・2度

* 精神障害者保健福祉手帳1級

* 生活保護受給世帯を除きます。

◇申請 該当する手帳を持って、市役所下水道課へ

* 既に免除されている場合、申請は不要です。

☆詳しくは、下水道課業務係へ。